

確定図見本

堺法公第 A - 000号

境界確定図

立会 平成 年 月 日

申請受付年度

申請地 堺市区 町丁2番

*一部確定となる場合は 2番一部

承諾

赤色文字

所有地・土地と公共用地（**里道敷** **水路敷**）との境界は現地及び図面に表示されたとおり異議ありません。

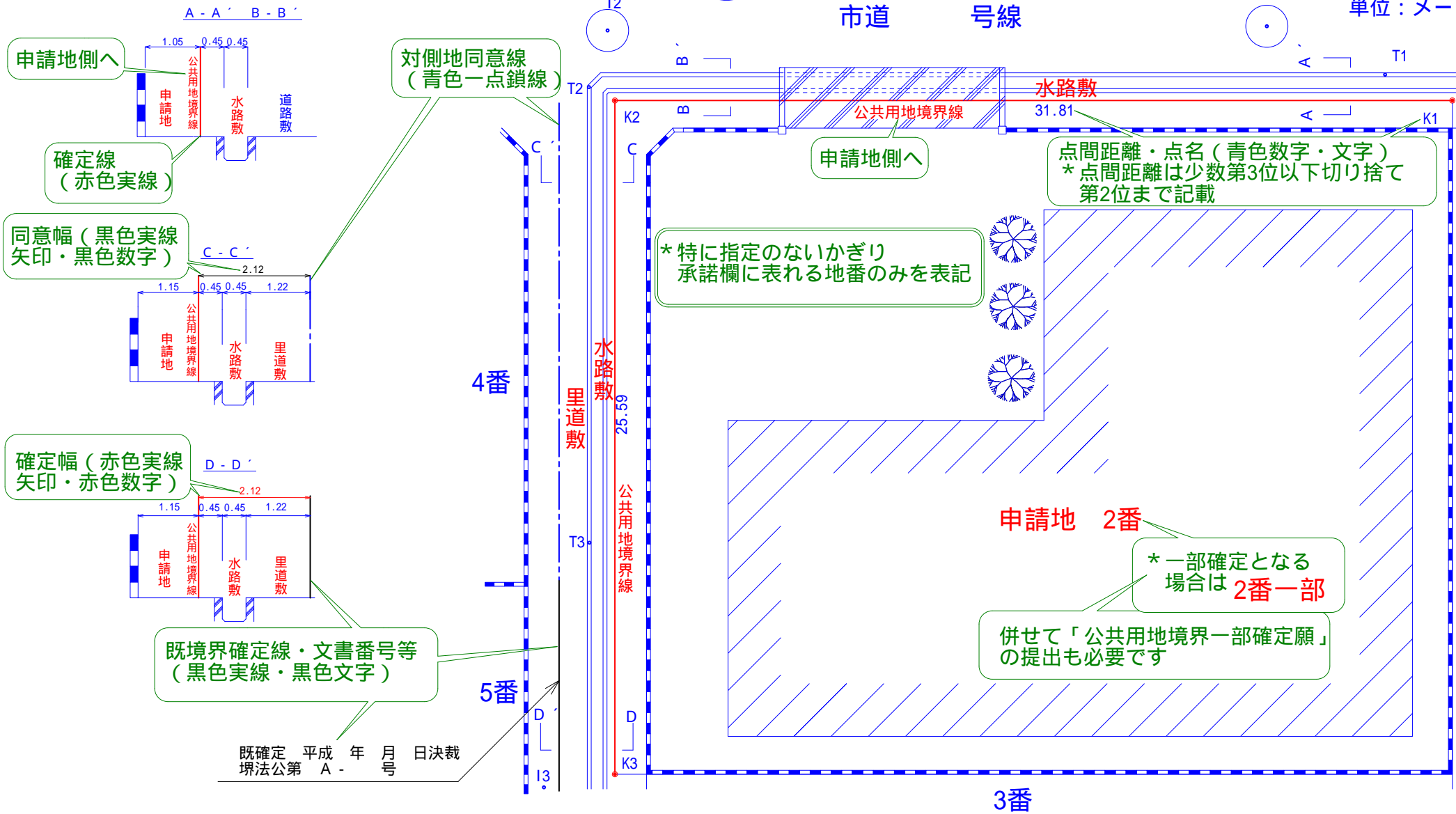
横断面図 縮尺=1/100 縮尺1/100以上

平面図 縮尺=1/200

縮尺1/250以上

凡例

朱線：確定線
単位：メートル



*が相隣地・対側地が共有名義の場合や、相隣人の過半数の承諾が必要

申請地 2番	土地所有者 住所 氏名	標準様式1号委任の場合 土地所有者 受任者 (共有者名)	実印
相隣地 1番	土地所有者 住所 氏名		印
相隣地 3番	土地所有者 被相続人 相続人 住所 氏名	相続が発生している場合 *聞取りによる相関図も必要	印
対側地 4番	土地所有者 住所 氏名	承諾を省略する場合は 報告書(別様式)が必要	印
対側地 5番	堺市法定外公共用地境界確定事務取扱要領 運用基準第10条運用4()により省略		
利害関係者	堺市区町番地 自治会 町会長	名団利を体害を記載する者 に職	印
利害関係者	堺市区町番地 水利組合 組合長		印

里道敷については自治会長(町会長)、水利権のある水路敷については水利組合(土地改良区)代表者の立会及び承諾が必要

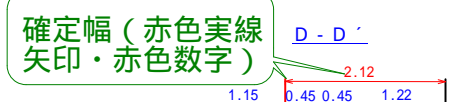
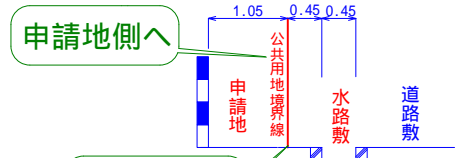
*狭山幹線水路の場合は狭山池土地改良区の立会及び承諾も必要

里道・水路等の場合は接している敷地のみ表記(赤色文字)

確定線は公共用地(水路敷)との境界で他の境界を示すものではありません。

民々境界については所有者相互協議の上決定されたい。修正があった場合はその最終日以後

測量年月日	平成 年 月 日
作成年月日	平成 年 月 日
測量者	堺市堺区南瓦町3番1号 登記測量事務所 土地家屋調査士 登録番号 堺 太郎



既境界確定線・文書番号等
(黒色実線・黒色文字)

既確定 平成 年 月 日 日決裁
堺法公第 A - 号

世界測地系座標(基準点)を使用する場合
*引照点点間距離表は不要

測点名	X座標	Y座標	標識
境界点	K1		金属プレート
	K2		金属プレート
	K3		金属プレート
トラバー点	T1		金属板
	T2		金属板
	T3		金属板
引照点	I1		人孔蓋中心
	I2		人孔蓋中心
	I3		金属板

2点以上

任意座標を使用する場合

境界点名	引照点名	距離
K1	I1	
	I2	
K2	I1	
	I2	
K3	I2	
	I3	

距離は小数第4位以下切り捨て第3位まで記載
*平面図上への表記は不要

